

# 令和3年度（2021年度）八王子市保育所運営費支弁要綱

## 第一章 総 則

### （目 的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所に対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）附則第6条第1項の規定に基づき支払う委託費並びに八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「市条例」という。）及び八王子市保育所設置認可等事務取扱要綱（以下「市取扱要綱」という。）を超えて行う保育内容の充実に要する経費（以下、これらを「保育所運営費」という。）について必要な事項を定め、もって児童の健全な発育に資することを目的とする。

### （定 義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所をいう。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）第3条第1項に規定する認定こども園の認定を受けた保育所を除く。

#### (2) 公立保育所

区市町村（八王子市を除く。）が設置し、区市町村及び区市町村以外の者が運営する保育所をいう。

#### (3) 民間保育所

公立保育所以外の保育所をいう。

#### (4) 入所児童

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号の規定による八王子市保育の必要性の認定基準に関する条例（昭和62年八王子市条例第16号）に基づいて保育所への入所決定がされた児童、八王子市民間保育所一時・特定保育事業実施要綱第2条に規定する対象児童、八王子市民間保育所等定期利用保育事業実施要綱第2条に規定する児童、八王子市緊急保育事業実施要綱第3条に規定する児童及び八王子市保育所緊急入所事業実施要綱第3条に規定する児童をいう。

#### (5) 定員

法第35条第3項又は第4項の規定に基づき設置された児童福祉施設の認可定員をいう。

#### (6) 常勤

1日7.5時間から8時間かつ月20日以上勤務する者をいう。

(7) 保育士

保育所において、児童の保育に従事するもので法第18条の18の規定に基づき、保育士登録簿に登録されている者をいう。

(8) 保健師

保健師助産師看護師法第2条に規定するものをいう。

(9) 助産師

保健師助産師看護師法第3条に規定するものをいう。

(10) 看護師

保健師助産師看護師法第5条に規定するものをいう。

(11) 市最低基準保育士数

保育士の定数は次の数をいう。

ア 0歳児3：1、1・2歳児6：1、3歳児15：1、4歳以上児27：1の基準で配置するのに必要な常勤の保育士数。

イ アに加え、定員90人以下の施設にあつては1人以上の常勤の保育士を配置しなければならない。

ウ 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設にあつては常勤の保育士1人を配置しなければならない。

(12) 11時間開所保育士数

定員61人以上の保育所については保育士1人をいう。

(13) 市基準保育士数

0歳児3：1、1歳児5：1、2歳児6：1、3歳児15：1、4歳以上児27：1の基準で配置するのに必要な保育士数に、充実保育士等として3人（11時間開所保育士含む）の保育士を加算した保育士数をいう。

(14) 市基準職員数

施設長、前号の市基準保育士数及び調理員等（定員59人以下の保育所は2人以上、定員60人以上149人以下の保育所は3人以上、定員150人以上の保育所は4人以上とする。）の人数の合計（零歳児保育特別対策事業実施保育所にあつては、これに調理員として1名及び保健師等として1人の計2人を加算した数とする。）をいう。

(15) 保育士数算定における端数処理方法

各年齢の入所児童数を児童年齢別保育士配置基準数で除し、小数点以下第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで求め、各年齢の数を合計し、小数点以下第1位を四捨五入する。

（保育所運営費の支弁）

第3条 市長は、入所児童の処遇の向上に関し、次章で定める費用を支弁するものとする。

(入所児童の年齢計算)

第4条 入所児童の年齢計算は、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日を基準日として行う。

2 前項の規定により年齢を計算された入所児童の年齢は、その年度中に限り変更しないものとする。

(適用範囲)

第5条 この要綱は、市長が入所決定した児童の在籍する民間保育所について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第38号に定める副食費加算については、市長が入所決定した児童の在籍する保育所について適用する。

## 第2章 入所児童の処遇向上に関する支弁

(対象経費)

第6条 市長は、次の各号に定める経費について支弁する。

- (1) 子ども・子育て支援法附則第6条第1項の規定に基づき支払う委託費
- (2) 零歳児保育特別対策事業

零歳児保育を推進するため、次のア及びイの要件を満たす八王子市内の民間保育所の運営の充実に資するために行う事業をいう。

ア 定員

零歳児の定員が、1施設当たり9人以上（ただし、市長が特に認めた場合は、6人以上8人以下とすることができる。）であること。

イ 設備及び運営

(ア) 零歳児1人につき、乳児室及びほふく室を通じて有効面積は、おおむね4.45平方メートル以上であること。ただし、零歳児の定員を超えて入所させる場合については、当該年度内に限り零歳児定員を超えた入所児童1人につき、3.3平方メートル以上の有効面積があれば差し支えないものとする。

(イ) 保健室（都条例に定める医務室が零歳児の静養室の機能を有する場合は、この限りでない。）、調乳室（専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部を調乳場所として区画することをもって足る。）、沐浴室（沐浴室に代わる沐浴設備を置く場合は、この限りでない。）及び便所を設けること。

(ロ) 零歳児が専用に使用できる野外遊戯場（歩行運動及び外気浴等を行う場所）を設けるように努めること。

(ハ) 零歳児の心身発達に即応した遊具その他零歳児用備品を整備すること。

(ニ) 危険防止及び非常災害時における緊急避難につき万全の対策を講ずるとともに、不

測の事態に対処するための責任態勢を確立すること。

- (カ) 常勤の保健師又は助産師若しくは看護師（以下「保健師等」という。）を1人配置すること。
- (キ) 上記(カ)の規定にかかわらず、零歳児の定員が6人以上9人未満の保育所において、常勤の保健師等を配置することが困難な場合は、1日4時間かつ週6日勤務又は1日8時間かつ隔日勤務の非常勤の保健師等を配置することができる。
- (ク) 上記(カ)及び(キ)の規定により配置された保健師等は、保育士との協力のもとに零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画及びその実施に対する協力等保健活動に従事するものとする。
- (ケ) 常勤の調理員を1名増配置し（ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に基づき、すべての調理業務を委託する場合には、調理員を置かないことができる。）、給食については、衛生的取扱いについて細心の注意をするとともに、零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施するよう努めること。
- (コ) 健康管理の徹底を図るため嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）の積極的な協力を求め、月1回以上の診療契約を結び、業務内容の充実を図ること。

### (3) 零歳児保育推進事業

市長が次のアからキまでの要件を満たしている民間保育所を年度当初に零歳児保育推進加算対象保育所として指定した場合において、当該保育所が4月から9月までの間に行う事業をいう。

ア 前号イの(ア)から(エ)までに規定する設備要件を満たし、零歳児が3人以上入所していること。

イ 3か月未満児を受け入れていること。

ウ 年度当初（4月1日）の零歳児の在籍児童数が前年度末（3月1日）の零歳児の在籍児童数に満たないこと。

エ 上記ウの条件を満たしたうえで、5月から9月までの各月初日の零歳児の在籍児童数が前年度末（3月1日）の零歳児の在籍児童数に満たないことが継続していること。

オ 年度当初における常勤の現員保育士総数が、市最低基準保育士数（前年度末の零歳児童数により算出した保育士数と年度当初の1歳以上児童数により算出した保育士数との合計）以上であること。

カ 上記オの条件を満たしたうえで、5月から9月までの各月の常勤の現員保育士総数が、市最低基準保育士数（前年度末の零歳児童数により算出した保育士数と5月から9月まで

の各月初日の1歳以上児童数により算出した保育士数との合計)以上を継続していること。

キ その他適正な運営を実施していること。

(4) 11時間開所保育対策事業

11時間の開所時間の保育の充実を図るため、次のア及びイの要件を満たす民間保育所の運営の充実を図るために行う事業をいう。

ア 開所時間

開所時間が11時間以上であること。

イ 設備及び運営

定員61人以上の保育所については保育士1人の増配置を行い、開所時間内における入所児童の安全の確保及び保育内容の向上に努めること。

(5) 一般保育所対策事業

民間保育所の運営の充実を図る次の要件をすべて満たす事業をいう。

ア 3歳以上児に対する主食給食を実施していること。

イ 1歳児に対する常勤の保育士の配置を児童5人に対し1人配置していること。

ウ 常勤の調理員等を定員59人以下の保育所は2人、定員60人以上149人以下の保育所は3人、定員150人以上の保育所は4人を配置していること。

エ 保育中の入所児童の事故等に備えた、1事故3億円1人3千万円以上の保障内容の賠償保険に加入していること。

オ 市基準保育士数を満たす常勤の保育士を配置していること。

(6) 分園に必要な設備の整備等に要する費用のうち、市長が認めた経費(以下「分園促進事業費」という。)

(7) 八王子市民間保育所産休等代替職員制度実施要綱に基づいて行う事業に要する経費(以下「産休代替職員費」という。)

(8) 八王子市子育てひろば事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費(以下「子育てひろば事業費」という。)

(9) 施設の増改築、備品の購入等、施設・設備の整備充実を図るために要する経費及びこれらに要した費用の返済に充てる経費並びに保育所を運営する上で要した費用のうち、市長が認めた経費(以下「施設運営調整費」という。)

(10) 社会福祉法人及び学校法人が保育所運営等のために開催する理事会に要する経費(以下「法人運営管理費」という。)

(11) 地域に根差した保育所として活動していくために要する経費(以下「法人等活動対策費」という。)

(12) 4歳以上児に対する保育士の配置基準を国の最低基準の30:1から27:1に是正するための

経費（以下「4歳以上児保育士加算」という。）

- (13) 民間保育所において、現に保育が実施されている障害児保育事業対象児童（「障害児等保育助成」に係る事務取扱要領により認定された児童）の処遇向上のために、原則として1日6時間以上かつ月20日以上勤務する有資格の非常勤保育士を増配置するのに要する経費（以下「障害児等保育助成費」という。）

なお、認定される要件は、次のいずれかに該当する児童とする。

- ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）
- イ 上記ア以外の児童で、市長が次のいずれかに相当すると認める程度の障害を有する児童。  
ただし、日常の保育の場において、健常児と同程度の保育が可能な児童を除く。
- (ア) 身体障害については、おおむね「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号に規定する障害級別5級又は4級程度  
ただし、聴覚障害については6級又は4級程度
- (イ) 知能、社会性、運動機能の発達の遅れについては、おおむね「東京都愛の手帳交付要綱」第4条に定める判定基準の軽度又は中度程度

- (14) 八王子市延長保育事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「延長保育事業費」という。）

- (15) 零歳児保育対策事業として雇用する保健師等の代替職員の処遇改善を図るために要する経費（以下「代替保健師等雇用対策費」という。）

- (16) 職員（施設長、保育士、保健師等、栄養士及び調理員）の資質の向上を目的とする研修に要する経費（以下「研修助成費」という。）

- (17) 民間保育所における嘱託医の手当の充実に要する経費（以下「嘱託医手当加算」という。）

- (18) 八王子市一時預かり事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「一時保育事業費」という。）

- (19) 八王子市民間保育所等定期利用保育事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「定期利用保育事業費」という。）

- (20) 地域住民の主体的な子育て支援活動及び地域住民と入所児童との交流促進活動に要する経費（以下「地域活動事業活動対策費」という。）

- (21) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に定める災害共済給付に入所児童が加入するために要する経費（以下「日本スポーツ振興センター負担金」という。）

- (22) 八王子市民間保育所緊急保育事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「緊急保育事業費」という。）

- (23) 八王子市保育所緊急入所事業実施要綱に基づいて児童の受け入れを行った場合に支弁する

経費（以下「緊急入所対策費」という。）

- (24) 定員を超えて児童の受け入れを行った園に支弁する経費（以下「弾力化協力加算」という。）
- (25) 食物アレルギー等を持つ児童の増加に対応（除去食や代替食等）するための経費（以下「アレルギー児加算」という。）
- (26) 重症心身障害を持つ児童の受け入れを行っている施設であり、かつ、(2)の事業により配置された保健師等以外に保健師等又は准看護師を配置するための経費（以下「障害児特別処遇加算」という。）
- (27) 休日保育事業を実施するために要する経費
- (28) 家庭的保育者との連携のために要する経費
- (29) 賃貸物件において認可保育所の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借料の実勢価格と「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（平成28年内閣府告示第119号。）第1条第51項に規定する賃借料加算（年額。以下「賃借料加算」という。）の収入額が乖離している保育所等について、その乖離分を補助する事業（以下「八王子市都市部における保育所等への賃借料支援事業」という。）に要する経費
- (30) 保育士等キャリアアップ事業  
八王子市保育士等キャリアアップ事業実施要綱に基づき、保育士等が専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップの取組みを行う事業をいう。
- (31) 保育サービス推進事業  
八王子市保育サービス推進事業実施要綱に基づき、延長保育及び障害児保育等の推進など保育サービスの推進を図るために行う事業をいう。
- (32) 補足給付事業  
八王子市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱に基づき、対象者の実費徴収を軽減又は免除するための事業をいう。
- (33) 現任保育従事職員等資格取得支援事業  
八王子市現任保育従事職員等資格取得支援事業実施要綱に基づき、保育士資格取得に要する費用の一部を負担する事業をいう。
- (34) 保育士試験による資格取得支援事業  
八王子市保育士試験による資格取得支援事業実施要綱に基づき、保育士試験受験講座の受講に要する費用の一部を負担する事業をいう。
- (35) 保育士宿舍借り上げ支援事業

保育土用の宿舍の借り上げを行う事業者が経費を支出した場合に、その費用の一部を負担する事業をいう。

(36) 民間保育所建物賃借料支援事業

賃貸物件を活用した保育所等の整備を促進するため、事業者が保育所用の建物を賃借した場合に、その費用の一部を負担する事業をいう。

(37) 八王子市地域子育て支援推進事業

地域の実情に応じた育児講座や世代間交流事業などを実施し、在宅での子育て家庭の支援の充実を図る場合に、その費用の一部を負担する事業をいう。

(38) 保育所に通う全ての世帯のうち、市長が入所決定した児童であって、第3子以降の副食費を無償化するための経費（以下「副食費加算」という。）

(39) 八王子市使用済み紙おむつ等園内処理事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「紙おむつ等園内処理費加算」という。）

(算定基準)

第7条 前条各号で定める対象経費に係る算定基準は、別表又は各事業について別に規定する要綱のとおりとする。

2 この費用の支弁は、前項の算定基準により算出された額について、予算の範囲内において行うものとする。

(管外運営費支弁の取扱)

第8条 管外の保育所で保育の実施を行った場合の児童に対する運営費の支弁については、第6条の規定にかかわらずその児童が入所承諾された保育所を所管する区市町村の定める規定によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第38号に定める副食費加算については、本要綱に定める規定により支弁する。

(支弁対象経費)

第9条 第6条第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第12号、第13号、第14号、第15号、第17号、第18号及び第26号に定める経費は、現に職員の増配置等の実施がなされていないときは、支弁の対象としない。

(支弁)

第10条 この要綱で定める費用の支弁は、月の初日在籍を基本とし、月を単位として行う。ただし、



特別の事情があるときは、この限りでない。

(請求)

第 11 条 費用の支弁を受けようとする保育所の設置者は、所定の請求書に下記の書類を添えて、毎月、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書…………… 請 1-A
- (2) 11 時間開所保育利用児童名簿…………… 請 1-1～1-3
- (3) 保育所私的契約児童の状況及び他区市町村からの受託児童の状況…………… 請 2
- (4) 保育所職員の状況…………… 請 3-1～4-2
- (5) 食物アレルギー児名簿…………… 請 5
- (6) 延長保育利用状況表…………… 請 6
- (7) 延長保育保護者負担金減免対象者一覧…………… 請 7

(適正使用義務)

第 12 条 保育所の設置者は、この基準で定める用途目的以外の目的に運営費を使用してはならない。

(状況報告)

第 13 条 市長は、費用の支弁をした保育所の設置者に対し、必要があるときは、その執行状況について報告を求め、費用の支弁に係る帳簿書類等について調査することができる。

(実績報告)

第 14 条 費用の支弁を受けた保育所の設置者は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項の規定により廃止又は休止の承認を受けたとき若しくは費用の支弁に係る会計年度が終了したときは、それぞれ廃止又は休止の日若しくは当該会計年度の終了の日から 2 か月以内に、市長に対し市長が別に定める実績報告書を提出しなければならない。

(返還)

第 15 条 市長は、保育所の設置者がこの基準に定める規定に違反した場合は、その全部又は一部の支弁を取り消し、また、既に費用が支弁されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(この要綱に定めない事項)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

区分	項目	支給月	算定基準	単価	使 途	備 考				
	1 法人運営管理費	6月	社会福祉法人の4月1日の役員数	4,000	理事会に関する経費	対象園:社会福祉法人・学校法人の代表園 社会福祉法第36条及び私立学校法第35条に規定されている役員数(理事及び監事に限る。)に年6回理事会開催分として6月に一括して支払う				
	2 法人等活動対策費	毎月		2,500						
	3 緊急入所対策費	毎月	受け入れた児童数	10,000						
	4 弾力化協力加算	毎月	定員を超えて受け入れた児童数	1,000		定員を超えて児童の受け入れを行っている保育園				
保 育 所 会 計	1 保健師(又は、助産師・看護師)の配置	毎月	施設に保健師等1人を配置するための経費	別表の付表1(1)	人件費 管理費	単価×雇用月数 現に職員の増配置等の実施がなされていないときは、支弁の対象としない。				
			零歳児の定員が6人以上9人未満の施設に保健師等の非常勤職員1人を配置するための経費							
	2 調理員の増配置	毎月	零歳児の定員が6人以上の施設に調理員1人を増配置するための経費		人件費 管理費	単価×雇用月数 現に職員の増配置等の実施がなされていないときは、支弁の対象としない。				
	3 嘱託医手当加算	毎月	零歳児の取扱人員が6人以上の施設における嘱託医の手当に要する経費	12,320	人件費	単価×雇用月数				
	4 零歳児保育推進事業	毎月 4月から 9月まで	零歳児未充足児童数に見合う保育士の配置に要する経費	141,900	人件費 管理費	単価×※延零歳児未充足児童数 (※別表の付表1(2)を参照)				
	5 11時間開所保育対策事業	毎月	2・3号認定子どもに係る定員が61人以上の施設に保育士1人を増配置するための経費	別表の付表1(3)①	人件費 管理費	単価×雇用月数				
			パート職員加算				パート職員の雇用に要する経費	111,370	人件費	単価×※パート職員数×雇用月数 (※別表の付表1(3)②を参照)
			暖房費加算				11時間の開所時間内の採暖の充実に要する経費	10,000	事業費	
	6 一般保育所対策事業	毎月	保育事業の充実に要する経費	別表の付表2又は付表3	人件費 管理費 事業費	付表2:主任保育士専任加算対象民間保育所又は延長保育事業未実施及び零歳児が在籍していない民間保育所 付表3:付表2以外の保育所				
	7 分園促進事業	年1回	分園に必要な設備の整備等に要する費用	別に定める金額	別に定める経費					
8 産休代替職員費	毎月	産休等代替職員の任用に要する経費	別に定める金額	別に定める経費						
9 子育てひろば事業費	年1回	子育てひろばの事業実施に要する経費	別に定める金額	別に定める経費						
10 施設運営調整費	毎月	全 児 童	800							

令和3年度（2021年度）八王子市保育所運営費（市単独加算分）

区分	項目	支給月	算定基準	単価	使途	備考
保 育 所 会 計	11 4歳以上児保育士加算	市最低基準保育士数を満たす月	4歳以上児数	別表の付表1(4)	人件費 管理費	
	12 障害児等保育助成費	毎月	障害児等の児童数	160,000	人件費 管理費 事業費	保育士配置2:1以上
	13 延長保育事業費	毎月	延長保育に係る経費	別に定める金額	別に定める経費	保護者負担金減免分については3か月に1度まとめて支払う。
	14 代替保健師等雇用対策費	雇用した翌月	1時間当たり	400	人件費	
	15 研修助成費	4月	施設長、市基準保育士、保健師等、栄養士及び調理員	2,000	管理費	4月1日現在在職の施設長、市基準保育士、保健師等、栄養士及び調理員(委託契約により従事する職員を除く)
	16 嘱託医手当加算	5月	施設当たり	110,000	人件費	
	17 一時保育事業費	毎月	一時保育事業に係る経費	別に定める金額	別に定める経費	
	18 定期利用保育事業費	毎月	定期利用保育事業に係る経費	別に定める金額	別に定める経費	
	19 地域活動事業活動対策費	別途指定する時期	地域活動事業	20万円と実支出経費を比較して少ない方の金額	人件費 管理費 事業費	別紙実績報告書により、金額を確定する。
	20 日本スポーツ振興センター負担金	5月(途中入園はその都度)	全児童	365	管理費	実績払い
	21 緊急保育事業費	毎月	緊急保育事業に係る経費	別に定める金額	別に定める経費	
	22 アレルギー児加算	毎月	食物アレルギー対応等児童数	1,500	人件費 管理費 事業費	食物アレルギー対応等の児童がいる民間保育所を対象とする。
	23 障害児特別処遇加算	毎月	重症心身障害児の保育のために配置した保健師等又は准看護師数	130,000	人件費	重症心身障害を持つ児童を預かっている園であり、かつ保健師等または准看護師を配置している場合に加算する。
	24 休日保育事業	毎月	休日保育事業に係る経費	170,000	人件費 管理費 事業費	毎月実績報告書を提出するものとする。
25 家庭的保育者連携事業	別途指定する時期	家庭的保育者との連携に係る経費	600,000	人件費 管理費 事業費	四半期に一回、事業報告を提出するものとする。	
26 八王子市都市部における保育所等への賃借料支援事業	別途指定する時期	八王子市都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱の別表に定める額	別に定める金額	別に定める経費		

令和3年度（2021年度）八王子市保育所運営費（市単独加算分）

区分	項目	支給月	算定基準	単価	使途	備考
保 育 所 会 計	27 保育士等キャリアアップ事業	別途指定する時期	保育士等のキャリアアップの取組みに要する経費	別表の付表4	人件費 管理費 事業費	
	28 保育サービス推進事業	別途指定する時期	保育サービスの推進を図るため経費	別表の付表5	人件費 管理費 事業費	
	29 補足給付事業	別途指定する時期	対象者に実費徴収を軽減または免除するための経費	別に定める金額	別に定める経費	
	30 現任保育従事職員等資格取得支援事業	別途指定する時期	保育士資格取得に要する費用	別に定める金額	別に定める経費	
	31 保育士試験による資格取得支援事業	別途指定する時期	保育士試験受験講座の受講に要する費用	別に定める金額	別に定める経費	
	32 保育士宿舍借り上げ支援事業	別途指定する時期	保育士用の宿舍借り上げに要する費用	別に定める金額	別に定める経費	
	33 保育所等賃借料助成事業	別途指定する時期	保育所用建物の賃貸に要する費用	別に定める金額	別に定める経費	
	34 地域子育て支援推進事業	別途指定する時期	在宅での子育て家庭の支援の充実に要する費用	別に定める金額	別に定める経費	
	35 副食費加算	毎月	保育所に通う全ての世帯のうち、市長が入所決定した児童であって、第3子以降に相当する者の副食費を無償化するための経費	4,500	事業費	対象児童が在籍する保育所を対象とする。 なお、公定価格の副食費徴収免除加算の対象になる者は除く。
	36 紙おむつ等園内処理費加算	毎月	紙おむつ等の園内処理に要する費用	別に定める金額	事業費	事業実施届の提出がなされている民間保育所を対象とする。

別表 付表1

(1) 零歳児保育特別対策事業

(単位:円/人)

区分	設置主体 区分別	月額単価					
		平均勤続年 数10年以上	7年以上 10年未満	4年以上 7年未満	4年未満	停止	
常勤職員	調理員	私立	384,000	377,000	370,000	357,000	343,000
	保健師	私立	508,000	499,000	490,000	472,000	454,000
非常勤職員	保健師	私立	254,000	249,500	245,000	236,000	227,000

(2) 零歳児保育推進事業

零歳児保育推進事業加算対象児童数は、4月から9月までの期間のうち、零歳児が未充足となる月において、前年度末(3月1日)の零歳児数により算出した配置基準保育士数と該当月の1歳以上児童数により算出した市最低基準保育士数との合計(a)と各々の月の現員保育士数(b)とを比較して、(b)が(a)以上の場合に、前年度末と当該月の零歳児数の差(零歳児未充足児童数)により算定すること。

(3) 11時間開所保育対策事業

①常勤職員加算

(単位:円/人)

区分	設置主体 区分別	月額単価					
		平均勤続年 数10年以上	7年以上 10年未満	4年以上 7年未満	4年未満	停止	
常勤職員	保育士	私立	463,000	455,000	446,000	430,000	413,000

②パート職員加算

11時間開所保育対策事業実施保育所が配置できるパート職員数については、11時間の開所時間の開始後及び終了前30分の時点における児童数の和を2で除した数(小数点以下切り上げ。以下「平均利用児童数」という。)に応じて、次によること。

(ア)

毎月初日(初日が日・祝日であった場合は、その翌日、土曜日の場合はその翌々日としても可。以下同様とする。)の零歳児の平均利用児童数を3倍して得た数及び1・2歳児の平均利用児童数を1.5倍して得た数に、3歳以上児の平均利用児童数を加えた数(以下「算定基礎児童数」という。)が31以上の場合には算定基礎児童数から15を控除し、さらにこれを15で除した数(小数点以下切り上げ)のパート職員を配置することができる。ただし、この場合、算定基礎児童数が16未満のときは、各月初日の11時間の開所時間の開始後又は終了前30分のいずれか一方の時点における児童の数をもって平均利用児童数とすることができる。

(イ)

上記(ア)によるパート職員のほか、各月初日の11時間の開所時間の開始後又は終了前30分の時点における3歳未満児数が20人以上の場合にはさらに1名のパート職員を配置することができる。

(ウ)

上記(ア)及び(イ)により算出され、配置されたパート職員数から1名分を公定価格に含まれる分として控除する。

(4)4歳以上児保育士加算

平均勤続年数		単 価
10年以上	%	1,710 円
7年以上10年未満	%	1,680
4年以上7年未満	%	1,650
4年未満	%	1,590
停止		1,520

※ 単価の算定：基本額＝保育士1名分の事務費×(1/27-1/30)〔10円未満切上げ〕

※ 単価＝基本額×1.00～1.12(民改費による加算)〔10円未満切上げ〕

別表 付表2 民間保育所単価表（主任保育士専任加算対象民間保育所又は延長保育事業未実施及び零歳児が在籍していない民間保育所）

27年度単価			20人	21人 ～30人	31人 ～40人	41人 ～50人	51人 ～59人	60人	61人 ～70人	71人 ～80人	81人 ～90人	91人 ～100人	101人 ～110人	111人 ～120人	121人 ～130人	131人 ～140人	141人 ～149人	150人	151人 ～160人	161人 ～170人	171人 ～190人	191人 ～210人	211人 ～230人	231人 以上
平均 勤続 年数 10年 以上	設置	0歳児	56,280	41,530	40,890	31,230	19,670	26,110	29,070	22,100	16,600	24,840	20,880	17,580	21,180	18,550	16,280	18,890	21,930	19,730	17,410	16,840	16,360	15,960
		1歳児	67,440	52,670	52,030	42,370	30,810	37,250	40,210	33,240	27,740	35,980	32,020	28,720	32,320	29,690	27,420	30,030	33,070	30,870	28,550	27,980	27,500	27,100
		2歳児	49,200	34,430	33,790	24,130	12,570	19,010	21,970	13,200	9,500	17,740	13,780	10,480	14,080	11,450	9,180	11,790	14,830	12,630	10,310	9,740	9,260	8,860
		3歳児	49,520	34,760	34,120	24,460	12,900	19,340	22,300	15,330	9,830	18,070	14,110	10,810	14,410	11,780	9,510	12,120	15,160	12,960	10,640	10,070	9,590	9,190
	4歳以上児	49,400	34,640	34,000	24,340	12,780	19,220	22,180	15,210	9,710	17,950	13,990	10,690	14,290	11,660	9,390	12,000	15,040	12,840	10,520	9,950	9,470	9,070	
	未設置	0歳児	55,760	41,170	39,010	31,000	19,490	25,930	27,080	21,160	16,490	23,760	20,340	17,490	20,510	18,200	16,220	18,830	21,470	19,480	17,360	16,790	16,310	15,910
		1歳児	66,920	52,310	50,150	42,140	30,630	37,070	38,220	32,300	27,630	34,900	31,480	28,630	31,650	29,340	27,360	29,970	32,610	30,620	28,500	27,930	27,450	27,050
		2歳児	48,680	34,070	31,910	23,900	12,390	18,830	19,980	14,060	9,390	16,660	13,240	10,390	13,410	11,100	9,120	11,730	14,370	12,380	10,260	9,690	9,210	8,810
3歳児		49,000	34,400	32,240	24,230	12,720	19,160	20,310	14,390	9,720	16,990	13,570	10,720	13,740	11,430	9,450	12,060	14,700	12,710	10,590	10,020	9,540	9,140	
4歳以上児	48,880	34,280	32,120	24,110	12,600	19,040	20,190	14,270	9,600	16,870	13,450	10,600	13,620	11,310	9,330	11,940	14,580	12,590	10,470	9,900	9,420	9,020		
7年 以上 10年 未満	設置	0歳児	55,450	40,960	40,330	30,840	19,490	25,810	28,730	21,870	16,470	24,530	20,640	17,400	20,950	18,360	16,130	18,700	21,700	19,530	17,250	16,690	16,220	15,830
		1歳児	66,340	51,850	51,220	41,730	30,380	36,700	39,620	32,760	27,360	35,420	31,530	28,290	31,840	29,250	27,020	29,590	32,590	30,420	28,140	27,580	27,110	26,720
		2歳児	48,380	33,890	33,260	23,770	12,420	18,740	21,660	14,800	9,400	17,460	13,570	10,330	13,880	11,290	9,060	11,630	14,630	12,460	10,180	9,620	9,150	8,760
		3歳児	48,730	34,240	33,610	24,120	12,770	19,090	22,010	15,150	9,750	17,810	13,920	10,680	14,230	11,640	9,410	11,980	14,980	12,810	10,530	9,970	9,500	9,110
	4歳以上児	48,610	34,110	33,480	23,990	12,640	18,960	21,880	15,020	9,620	17,680	13,790	10,550	14,100	11,510	9,280	11,850	14,850	12,680	10,400	9,840	9,370	8,980	
	未設置	0歳児	54,930	40,610	38,470	30,610	19,310	25,630	26,760	20,950	16,360	23,470	20,110	17,310	20,280	18,010	16,060	18,630	21,230	19,280	17,190	16,630	16,160	15,770
		1歳児	65,820	51,500	49,360	41,500	30,200	36,520	37,650	31,840	27,250	34,360	31,000	28,200	31,170	28,900	26,950	29,520	32,120	30,170	28,080	27,520	27,050	26,660
		2歳児	47,860	33,540	31,400	23,540	12,240	18,560	19,690	13,880	9,290	16,400	13,040	10,240	13,210	10,940	8,990	11,560	14,160	12,210	10,120	9,560	9,090	8,700
3歳児		48,210	33,890	31,750	23,890	12,590	18,910	20,040	14,230	9,640	16,750	13,390	10,590	13,560	11,290	9,340	11,910	14,510	12,560	10,470	9,910	9,440	9,050	
4歳以上児	48,090	33,760	31,620	23,760	12,460	18,780	19,910	14,100	9,510	16,620	13,260	10,460	13,430	11,160	9,210	11,780	14,380	12,430	10,340	9,780	9,310	8,920		
4年 以上 7年 未満	設置	0歳児	54,610	40,390	39,760	30,440	19,300	25,500	28,380	21,650	16,340	24,230	20,420	17,240	20,710	18,170	15,980	18,500	21,440	19,310	17,080	16,520	16,060	15,680
		1歳児	65,260	51,030	50,400	41,080	29,940	36,140	39,020	32,290	26,980	34,870	31,060	27,880	31,350	28,810	26,620	29,140	32,080	29,950	27,720	27,160	26,700	26,320
		2歳児	47,570	33,340	32,710	23,390	12,250	18,450	21,330	14,600	9,290	17,180	13,370	10,190	13,660	11,120	8,930	11,450	14,390	12,260	10,030	9,470	9,010	8,630
		3歳児	47,930	33,700	33,070	23,750	12,610	18,810	21,690	14,960	9,650	17,540	13,730	10,550	14,020	11,480	9,290	11,810	14,750	12,620	10,390	9,830	9,370	8,990
	4歳以上児	47,810	33,580	32,950	23,630	12,490	18,690	21,570	14,840	9,530	17,420	13,610	10,430	13,900	11,360	9,170	11,690	14,630	12,500	10,270	9,710	9,250	8,870	
	未設置	0歳児	54,110	40,040	37,940	30,220	19,120	25,320	26,450	20,740	16,230	23,180	19,880	17,140	20,060	17,830	15,920	18,440	21,000	19,080	17,040	16,480	16,020	15,640
		1歳児	64,760	50,680	48,580	40,860	29,760	35,960	37,090	31,380	26,870	33,820	30,520	27,780	30,700	28,470	26,560	29,080	31,640	29,720	27,680	27,120	26,660	26,280
		2歳児	47,070	32,990	30,890	23,170	12,070	18,270	19,400	13,690	9,180	16,130	12,830	10,090	13,010	10,780	8,870	11,390	13,950	12,030	9,990	9,430	8,970	8,590
3歳児		47,430	33,350	31,250	23,530	12,430	18,630	19,760	14,050	9,540	16,490	13,190	10,450	13,370	11,140	9,230	11,750	14,310	12,390	10,350	9,790	9,330	8,950	
4歳以上児	47,310	33,230	31,130	23,410	12,310	18,510	19,640	13,930	9,420	16,370	13,070	10,330	13,250	11,020	9,110	11,630	14,190	12,270	10,230	9,670	9,210	8,830		
4年 未満	設置	0歳児	52,950	39,250	38,620	29,650	18,910	24,880	27,690	21,200	16,090	23,610	19,940	16,880	20,220	17,780	15,680	18,100	20,950	18,900	16,750	16,220	15,780	15,410
		1歳児	63,090	49,370	48,740	39,770	29,030	35,000	37,810	31,320	26,210	33,730	30,060	27,000	30,340	27,900	25,800	28,220	31,070	29,020	26,870	26,340	25,900	25,530
		2歳児	45,960	32,240	31,610	22,640	11,900	17,870	20,680	14,190	9,080	16,600	12,930	9,870	13,210	10,770	8,670	11,090	13,940	11,890	9,740	9,210	8,770	8,400
		3歳児	46,340	32,630	32,000	23,030	12,290	18,260	21,070	14,580	9,470	16,990	13,320	10,260	13,600	11,160	9,060	11,480	14,330	12,280	10,130	9,600	9,160	8,790
	4歳以上児	46,230	32,520	31,890	22,920	12,180	18,150	20,960	14,470	9,360	16,880	13,210	10,150	13,490	11,050	8,950	11,370	14,220	12,170	10,020	9,490	9,050	8,680	
	未設置	0歳児	52,470	38,910	36,880	29,440	18,740	24,710	25,840	20,340	15,990	22,600	19,430	16,790	19,600	17,460	15,620	18,040	20,530	18,680	16,710	16,180	15,740	15,370
		1歳児	62,610	49,030	47,000	39,560	28,860	34,830	35,960	30,460	26,110	32,720	29,550	26,910	29,720	27,580	25,740	28,160	30,650	28,800	26,830	26,300	25,860	25,490
		2歳児	45,480	31,900	29,870	22,430	11,730	17,700	18,830	13,330	8,980	15,590	12,420	9,780	12,590	10,450	8,610	11,030	13,520	11,670	9,700	9,170	8,730	8,360
3歳児		45,860	32,290	30,260	22,820	12,120	18,090	19,220	13,720	9,370	15,980	12,810	10,170	12,980	10,840	9,000	11,420	13,910	12,060	10,090	9,560	9,120	8,750	
4歳以上児	45,750	32,180	30,150	22,710	12,010	17,980	19,110	13,610	9,260	15,870	12,700	10,060	12,870	10,730	8,890	11,310	13,800	11,950	9,980	9,450	9,010	8,640		
停止	設置	0歳児	51,300	38,110	37,490	28,860	18,520	24,260	27,000	20,760	15,830	22,990	19,470	16,530	19,750	17,400	15,380	17,720	20,470	18,500	16,430	15,920	15,500	15,140
		1歳児	60,930	47,730	47,110	38,480	28,140	33,880	36,620	30,380	25,450	32,610	29,090	26,150	29,370	27,020	25,000	27,340	30,090	28,120	26,050	25,540	25,120	24,760
		2歳児	44,350	31,150	30,530	21,900	11,560	17,300	20,040	13,800	8,870	16,030	12,510	9,570	12,790	10,440	8,420	10,760	13,510	11,540	9,470	8,960	8,540	8,180
		3歳児	44,770	31,570	30,950	22,320	11,980	17,720	20,460	14,220	9,290	16,450	12,930	9,990	13,210	10,860	8,840	11,180	13,930	11,960	9,890	9,380	8,960	8,600
	4歳以上児	44,660	31,460	30,840	22,210	11,870	17,610	20,350	14,110	9,180	16,340	12,820	9,880	13,100	10,750	8,730	11,070	13,820	11,850	9,780	9,270	8,850	8,490	
	未設置	0歳児	50,830	37,790	35,810	28,660	18,360	24,100	25,220	19,920	15,730	22,030	18,980	16,450	19,140	17,090	15,320	17,660	20,050	18,270	16,380	15,870	15,	



別表 付表3 民間保育所単価表（付表2以外の民間保育所）

27年度単価			20人	21人 ～30人	31人 ～40人	41人 ～50人	51人 ～59人	60人	61人 ～70人	71人 ～80人	81人 ～90人	91人 ～100人	101人 ～110人	111人 ～120人	121人 ～130人	131人 ～140人	141人 ～149人	150人	151人 ～160人	161人 ～170人	171人 ～190人	191人 ～210人	211人 ～230人	231人 以上		
平均 勤続 年数 10年 以上	設置	0 歳 児	56,280	41,530	40,890	31,230	19,670	26,110	31,360	24,100	18,380	26,440	22,340	18,920	22,410	19,690	17,340	19,960	22,940	20,670	18,260	17,600	17,050	16,600		
		1 歳 児	67,440	52,670	52,030	42,370	30,810	37,250	30,810	42,500	35,240	29,520	37,580	33,480	30,060	33,550	30,830	28,480	31,100	34,080	31,810	29,400	28,740	28,190	27,740	
		2 歳 児	49,200	34,430	33,790	24,130	12,570	19,010	24,260	17,000	11,280	19,340	15,240	11,820	15,310	12,590	10,240	12,860	15,840	13,570	11,160	10,500	9,950	9,500		
		3 歳 児	49,520	34,760	34,120	24,460	12,900	19,340	24,590	17,330	11,610	19,670	15,570	12,150	15,640	12,920	10,570	13,190	16,170	13,900	11,490	10,830	10,280	9,830		
	4歳以上児	49,400	34,640	34,000	24,340	12,780	19,220	24,470	17,210	11,490	19,550	15,450	12,030	15,520	12,800	10,450	13,070	16,050	13,780	11,370	10,710	10,160	9,710			
	未設置	0 歳 児	55,760	41,170	39,010	31,000	19,490	25,930	29,370	23,170	18,270	25,360	21,800	18,830	21,740	19,350	17,280	19,900	22,470	20,430	18,210	17,550	17,000	16,550		
		1 歳 児	66,920	52,310	50,150	42,140	30,630	37,070	40,510	34,310	29,410	36,500	32,940	29,970	32,880	30,490	28,420	31,040	33,610	31,570	29,350	28,690	28,140	27,690		
		2 歳 児	48,680	34,070	31,910	23,900	12,390	18,830	22,270	16,070	11,170	18,260	14,700	11,730	14,640	12,250	10,180	12,800	15,370	13,330	11,110	10,450	9,900	9,450		
3 歳 児		49,000	34,400	32,240	24,230	12,720	19,160	22,600	16,400	11,500	18,590	15,030	12,060	14,970	12,580	10,510	13,130	15,700	13,660	11,440	10,780	10,230	9,780			
4歳以上児	48,880	34,280	32,120	24,110	12,600	19,040	22,480	16,280	11,380	18,470	14,910	11,940	14,850	12,460	10,390	13,010	15,580	13,540	11,320	10,660	10,110	9,660				
7年 以上 10年 未満	設置	0 歳 児	55,450	40,960	40,330	30,840	19,490	25,810	31,010	23,880	18,250	26,130	22,100	18,740	22,180	19,500	17,200	19,770	22,700	20,470	18,100	17,450	16,920	16,470		
		1 歳 児	66,340	51,850	51,220	41,730	30,380	36,700	41,900	34,770	29,140	37,020	32,990	29,630	33,070	30,390	28,090	30,660	33,590	31,360	28,990	28,340	27,810	27,360		
		2 歳 児	48,380	33,890	33,260	23,770	12,420	18,740	23,940	16,810	11,180	19,060	15,030	11,670	15,110	12,430	10,130	12,700	15,630	13,400	11,030	10,380	9,850	9,400		
		3 歳 児	48,730	34,240	33,610	24,120	12,770	19,090	24,290	17,160	11,530	19,410	15,380	12,020	15,460	12,780	10,480	13,050	15,980	13,750	11,380	10,730	10,200	9,750		
	4歳以上児	48,610	34,110	33,480	23,990	12,640	18,960	24,160	17,030	11,400	19,280	15,250	11,890	15,330	12,650	10,350	12,920	15,850	13,620	11,250	10,600	10,070	9,620			
	未設置	0 歳 児	54,930	40,610	38,470	30,610	19,310	25,630	29,050	22,960	18,140	25,070	21,570	18,650	21,510	19,160	17,130	19,700	22,230	20,220	18,040	17,390	16,860	16,410		
		1 歳 児	65,820	51,500	49,360	41,500	30,200	36,520	39,940	33,850	29,030	35,960	32,460	29,540	32,400	30,050	28,020	30,590	33,120	31,110	28,930	28,280	27,750	27,300		
		2 歳 児	47,860	33,540	31,400	23,540	12,240	18,560	21,980	15,890	11,070	18,000	14,500	11,580	14,440	12,090	10,060	12,630	15,160	13,150	10,970	10,320	9,790	9,340		
3 歳 児		48,210	33,890	31,750	23,890	12,590	18,910	22,330	16,240	11,420	18,350	14,850	11,930	14,790	12,440	10,410	12,980	15,510	13,500	11,320	10,670	10,140	9,690			
4歳以上児	48,090	33,760	31,620	23,760	12,460	18,780	22,200	16,110	11,290	18,220	14,720	11,800	14,660	12,310	10,280	12,850	15,380	13,370	11,190	10,540	10,010	9,560				
4年 以上 7年 未満	設置	0 歳 児	54,610	40,390	39,760	30,440	19,460	25,500	30,670	23,650	18,120	25,830	21,870	18,570	21,940	19,310	17,050	19,570	22,440	20,250	17,920	17,290	16,760	16,320		
		1 歳 児	65,260	51,030	50,400	41,080	29,940	36,140	41,310	34,290	28,760	36,470	32,510	29,210	32,580	29,950	27,690	30,210	33,080	30,890	28,560	27,930	27,400	26,960		
		2 歳 児	47,570	33,340	32,710	23,390	12,250	18,450	23,620	16,600	11,070	18,780	14,820	11,520	14,890	12,260	10,000	12,520	15,390	13,200	10,870	10,240	9,710	9,270		
		3 歳 児	47,930	33,700	33,070	23,750	12,610	18,810	23,980	16,960	11,430	19,140	15,180	11,880	15,250	12,620	10,360	12,880	15,750	13,560	11,230	10,600	10,070	9,630		
	4歳以上児	47,810	33,580	32,950	23,630	12,490	18,690	23,860	16,840	11,310	19,020	15,060	11,760	15,130	12,500	10,240	12,760	15,630	13,440	11,110	10,480	9,950	9,510			
	未設置	0 歳 児	54,110	40,040	37,940	30,220	19,120	25,320	28,740	22,750	18,010	24,780	21,340	18,470	21,290	18,980	16,990	19,510	22,000	20,030	17,880	17,250	16,720	16,280		
		1 歳 児	64,760	50,680	48,580	40,860	29,760	35,960	39,380	33,390	28,650	35,420	31,980	29,110	31,930	29,620	27,630	30,150	32,640	30,670	28,520	27,890	27,360	26,920		
		2 歳 児	47,070	32,990	30,890	23,170	12,070	18,270	21,690	15,700	10,960	17,730	14,290	11,420	14,240	11,930	9,940	12,460	14,950	12,980	10,830	10,200	9,670	9,230		
3 歳 児		47,430	33,350	31,250	23,530	12,430	18,630	22,050	16,060	11,320	18,090	14,650	11,780	14,600	12,290	10,300	12,820	15,310	13,340	11,190	10,560	10,030	9,590			
4歳以上児	47,310	33,230	31,130	23,410	12,310	18,510	21,930	15,940	11,200	17,970	14,530	11,660	14,480	12,170	10,180	12,700	15,190	13,220	11,070	10,440	9,910	9,470				
4年 未満	設置	0 歳 児	52,950	39,250	38,620	29,650	18,910	24,880	29,980	23,210	17,870	25,210	21,400	18,220	21,450	18,920	16,750	19,170	21,960	19,850	17,600	16,980	16,480	16,050		
		1 歳 児	63,090	49,370	48,740	39,770	29,030	35,000	40,100	33,330	27,990	35,330	31,520	28,340	31,570	29,040	26,870	29,290	32,080	29,970	27,720	27,100	26,600	26,170		
		2 歳 児	45,960	32,240	31,610	22,640	11,900	17,870	22,970	16,200	10,860	18,200	14,390	11,210	14,440	11,910	9,740	12,160	14,950	12,840	10,590	9,970	9,470	9,040		
		3 歳 児	46,340	32,630	32,000	23,030	12,290	18,260	23,360	16,590	11,250	18,590	14,780	11,600	14,830	12,300	10,130	12,550	15,340	13,230	10,980	10,360	9,860	9,430		
	4歳以上児	46,230	32,520	31,890	22,920	12,180	18,150	23,250	16,480	11,140	18,480	14,670	11,490	14,720	12,190	10,020	12,440	15,230	13,120	10,870	10,250	9,750	9,320			
	未設置	0 歳 児	52,470	38,910	36,880	29,440	18,740	24,710	28,130	22,340	17,770	24,200	20,890	18,130	20,830	18,600	16,690	19,110	21,530	19,630	17,560	16,940	16,440	16,010		
		1 歳 児	62,610	49,030	47,000	39,560	28,860	34,830	38,250	32,460	27,890	34,320	31,010	28,250	30,950	28,720	26,810	29,230	31,650	29,750	27,680	27,060	26,560	26,130		
		2 歳 児	45,480	31,900	29,870	22,430	11,730	17,700	21,120	15,330	10,760	17,190	13,880	11,120	13,820	11,590	9,680	12,100	14,520	12,620	10,550	9,930	9,430	9,000		
3 歳 児		45,860	32,290	30,260	22,820	12,120	18,090	21,510	15,720	11,150	17,580	14,270	11,510	14,210	11,980	10,070	12,490	14,910	13,010	10,940	10,320	9,820	9,390			
4歳以上児	45,750	32,180	30,150	22,710	12,010	17,980	21,400	15,610	11,040	17,470	14,160	11,400	14,100	11,870	9,960	12,380	14,800	12,900	10,830	10,210	9,710	9,280				
停止	設置	0 歳 児	51,300	38,110	37,490	28,860	18,520	24,260	29,290	22,760	17,610															